

国出先機関対策の検討経緯

1 政府の方針～国出先機関の原則廃止～

(1) 地域主権戦略大綱（H22. 6. 22閣議決定）の概要

ア 地域における行政は地方自治体が自主的・総合的に実施

国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

イ 国出先機関は「原則廃止」

国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直す。

ウ 地方の発意による選択的实施

地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

広域連合など広域的实施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(2) アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～（H22. 12. 28閣議決定）の概要

- ・ 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進
- ・ 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- ・ H24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経てH26年度中に事務・権限の移譲が行われることをめざす。

2 第1回アクション・プラン推進委員会（H23.2.17）とその対応

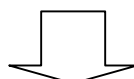
～対象機関の選定～

(1) 確認事項

- ① 各地域から、移譲を希望する出先機関を具体的に選定のうえ提示する。
- ② 関西広域連合と九州とで歩調を合わせて、当面移譲する数機関を選定する。

（参考）逢坂前総務大臣政務官発言

各地域から、移譲を希望する出先機関を具体的に選定のうえ、提示いただきたい。これについては、移譲全体の姿と、当面これとこれとを分けて提示いただくこともありうる。



(2) 当面の移譲対象機関の決定

平成23年5月の広域連合委員会において、移譲対象機関（7省12系統）のうち、まず「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関について、九州知事会とともに、「丸ごと移管」を求めていくことを決定。

- **経済産業局**：中小企業支援策を中心に広域連合や府県事務との関係が深く、移譲により地域で総合的な産業施策を展開できる。
- **地方整備局**：全国知事会が最重点分野と位置づけた直轄国道・直轄河川など住民生活に直結する基本的なインフラ整備を行う機関。
- **環境事務所**：山陰海岸国立公園の管理などを担う機関で、関西広域連合が担う観光振興（山陰海岸ジオパークの推進）にも密接に関連。移譲により景観保全や地域振興など総合的な行政が可能になる。

（参考：主な国出先機関の概要）

	機関名	20年度 定員(人)	18年度決算 (百万円)	うち近畿地方の機関	20年度 定員(人)	18年度決算 (百万円)
内閣府	沖縄総合事務局	996	143,043	—	—	—
総務省	総合通信局	1,436	14,993	近畿総合通信局	174	1,774
法務省	法務局	10,823	147,996	大阪法務局	1,581	20,427
厚生労働省	地方厚生局	1,520	6,585	近畿厚生局	270	1,207
	都道府県労働局	22,245	642,322	(都道府県労働局(2府4県))	3,687	112,057
	中労委地方事務所	30	357	中労委近畿地方事務所	5	52
農林水産省	地方農政局	15,347	980,088	近畿地方農政局	1,629	76,180
	森林管理局	4,796	153,096	近畿中国森林管理局	460	11,532
	漁業調整事務所	179	2,031	瀬戸内海漁業調整事務所	22	336
経済産業省	経済産業局	1,886	129,489	近畿経済産業局	308	21,342
国土交通省	地方整備局	21,567	6,404,731	近畿地方整備局	2,537	994,956
	北海道開発局	5,648	837,738	—	—	—
	地方運輸局・運輸 管理部	4,418	46,650	近畿運輸局	480	6,048
				神戸運輸管理部	176	1,614
地方航空局	4,538	126,953	大阪航空局	2,621	79,102	
環境省	地方環境事務所	407	12,584	近畿地方環境事務所	49	1,305
合 計		95,836	9,648,656	合 計	13,999	1,327,932

（注）地方分権改革推進委員会第2次勧告資料より

3 第2回アクション・プラン推進委員会（H23.7.1）とその対応

～関西広域連合を受け皿に～

(1) 確認事項

- ① 本年12月を目処に移譲対象機関、移譲対象事務を決定する。
- ② 受け皿については、ガバナンスが働くことを前提に広域連合制度を活用する。

(参考) 片山前総務・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）発言

霞が関から『総論は賛成だが受け皿が問題だから』という議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもって否定するために出てくる議論が多いのです。

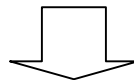
『道州制でなければいけない、道州制ならともかく』という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくても、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。

(参考) 逢坂前総務大臣政務官発言

九州広域行政機構については九州からの御提案も取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗っていただけるような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。

(参考) 地方自治法第291条の2第1項

国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。



(2) 関西広域連合のガバナンスの強化

- ① 7府県知事による関西広域連合委員会を毎月1回開催。
- ② 関西広域連合議会の活動の充実（毎月1回の常任委員会の開催、定例会に加えて必要に応じてこれまで臨時議会を2回開催）
- ③ 直接、幅広い住民の声を聞くため、各界各層の代表55人からなる関西広域連合協議会を設置し、年2回程度開催。
- ④ 各府県における特別委員会等を通じ、各府県議会が広域連合の運営に意見を反映する機会を確保。

4 関係省庁の主張とそれに対する考え方

(1) 地方公共団体である広域連合には、国が必要な関与（指揮命令）ができず、緊急時の対応に不安？

⇒・災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法では、国から地方公共団体に「指示」が可能。

(災害対策基本法第28条、第28条の6)

□ 緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）、非常災害対策本部長（国務大臣）は、地方自治体の長その他の執行機関に対し必要な指示をすることができる。

- ・現に、東日本大震災では、国の「指示」に従い、東京消防庁や大阪市消防局も福島第1原発で命がけの作業に従事。
- ・昨今の大規模災害時に国の出先機関が活躍しているというが、壊滅的被害のあった地域や自治体に、国（出先）がヒト・モノ・カネを惜しみなく投入するのは当然である。

さらに我々は出先機関を解体・廃止と言っているわけではなく、その機能や能力を地域住民の意思の下で発揮し、地域住民の生活の向上につなげて欲しいと求めている。

(2) 広域連合は解散・脱退が可能であり、不安定な組織？

⇒・現行法上、安易な解散・脱退は不可。

(地方自治法第291条の3、第291条の10、第291条の11)

広域連合の解散・脱退には、

- 全構成団体の議会の議決が必要
- 総務大臣の許可が必要
- 総務大臣の許可には関係行政機関の長との協議が必要

関西広域連合の概要

関西広域連合は、昨年 12 月設立以来、東日本大震災における被災地支援や節電要請、原子力発電に関する協定締結の申入れなど、新たな広域課題に臨機応変に対応するとともに、今年度の中心的な取組である防災、観光・文化、産業、医療、環境の各分野の広域計画の策定についても、関西広域連合 8 月定例議会において中間報告を行うなど、着実に取り組んでいる。

国の出先機関改革では、まず経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の 3 機関に絞って、九州知事会と共同で移管を求めており、平成 26 年度からの移管をめざしている。

今後とも、関西から分権改革の突破口を開き、わが国を多極分散型構造へと転換することを目指し、関係府県とともに積極的に取り組む。

1 設立趣旨（設立のねらい）

- ① 関西における広域行政を展開（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- ② 国と地方の二重行政を解消（国の出先機関の事務の受け皿づくり）
- ③ 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

2 構成府県と事務

(1) 構成府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

(2) 現在取り組んでいる事務

① 処理する広域事務

- ア 広域防災（東日本大震災への支援、広域防災計画の策定 等）
- イ 広域観光・文化振興（観光・文化振興計画の策定、海外観光プロモーション 等）
- ウ 広域産業振興（産業ビジョンの策定、公設試験研究機関の連携 等）
- エ 広域医療（広域救急医療連携計画の策定、広域的なドクターヘリ運航 等）
- オ 広域環境保全（広域環境保全計画の策定、鳥獣保護管理（カワウ対策） 等）
- カ 資格試験・免許等（調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付 等）
- キ 広域職員研修（広域職員研修の実施）

② 国出先機関対策

国出先機関の“丸ごと”移管

③ 政府等への提言等

国の予算編成等に対する提言、北陸新幹線の早期全線整備を求める決議等

3 組織

(1) 広域連合長等

広域連合の執行機関（連合長、副連合長等）

(2) 広域連合委員会

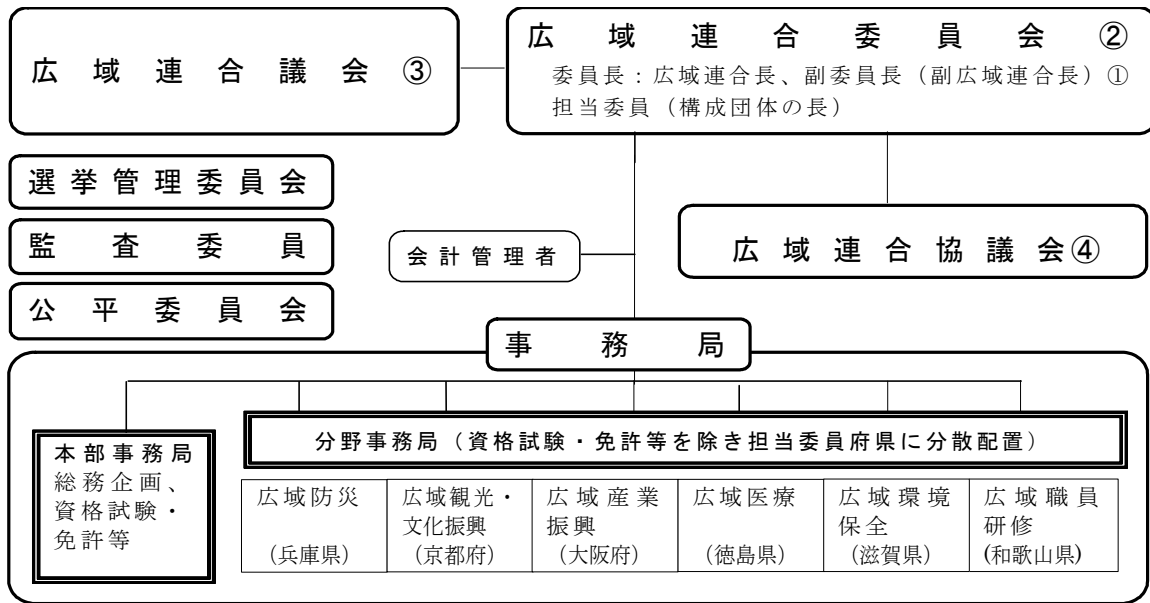
各府県知事が事務分野毎の担当委員として執行体制を担う委員会

(3) 広域連合議会

広域連合の議事機関（20名で構成）

(4) 広域連合協議会

住民等から幅広く意見を聴取するための協議会（55名で構成）



4 設立後の主な動き

(1) 関西広域連合設立（平成22年12月）

平成22年12月1日、総務大臣の許可を受け、関西広域連合を設立

(2) **国出先機関対策委員会設置（平成22年12月）**

国出先機関の原則廃止の実現に向け専門的に検討

委員長：橋下大阪府知事、副委員長：山田京都府知事

(3) 東日本大震災対応（平成23年3月～）

カウンターパート方式により、きめ細かい支援を実施

(4) 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言（平成23年4月）

政治、行政、経済の中核機能の首都一極集中に対し、非常事態に備え、関西での首都中核機能をバックアップすることを提言

(5) **「丸ごと移管」を求める国出先機関を決定（平成23年5月）**

九州知事会とともに「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関の移譲を求める（平成23年6月、本部事務局に国出先機関対策PTを設置）

(6) 節電の推進（平成23年5月～）

経済活動に支障のない範囲で、家庭やオフィス等事務部門に「年間を通じ5%、ピーク時10%」節電を呼びかけるとともに、サマータイム等行政の率先行動を実施

(7) 政府提案（平成23年6月）

国の予算編成等にあわせ、政府提案を実施

- ア 双眼構造の社会経済の構築
- イ 首都機能バックアップ構造の構築
- ウ 東日本大震災に伴う風評被害対策
- エ 東海・東南海・南海三連動地震等大規模災害への対応
- オ 原子力発電所の安全確保

- カ 再生可能エネルギーの導入と電力確保対策
- キ 地方分権改革の推進

5 今後の展開

(1) 順次拡大する事務

設立当初の7分野において取り組む事務を拡充していくほか、港湾の一体的な管理や国道・河川の一体的な計画・整備・管理等、新たな分野について順次事務を拡大していくこととしている。

(2) 連合議会活動の充実

新たに総務常任委員会の設置による調査活動の充実を図るほか、各県代表議員で構成される理事会を設置し、議会活動の充実策の議論を進めている。

○ 8月定例会において委員会条例成立（原則、第2土曜日開催）

- ※ 第1回 9月10日（土）開催：国出先機関対策、広域防災（連合長出席）
- 第2回 10月8日（土）開催：国出先機関対策、広域研修、資格試験等

- ※ 議会事務局長の選任化等、事務局体制を強化

(3) 連合協議会の開催

関西広域連合の運営にあたり、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について、住民から幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置し、年2回程度開催する。

- ※ 第1回 9月24日（土）開催